

錦江町職員等の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 9,137	千円 7,324,304	千円 93,227	千円 1,088,453	% 14.9	15.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

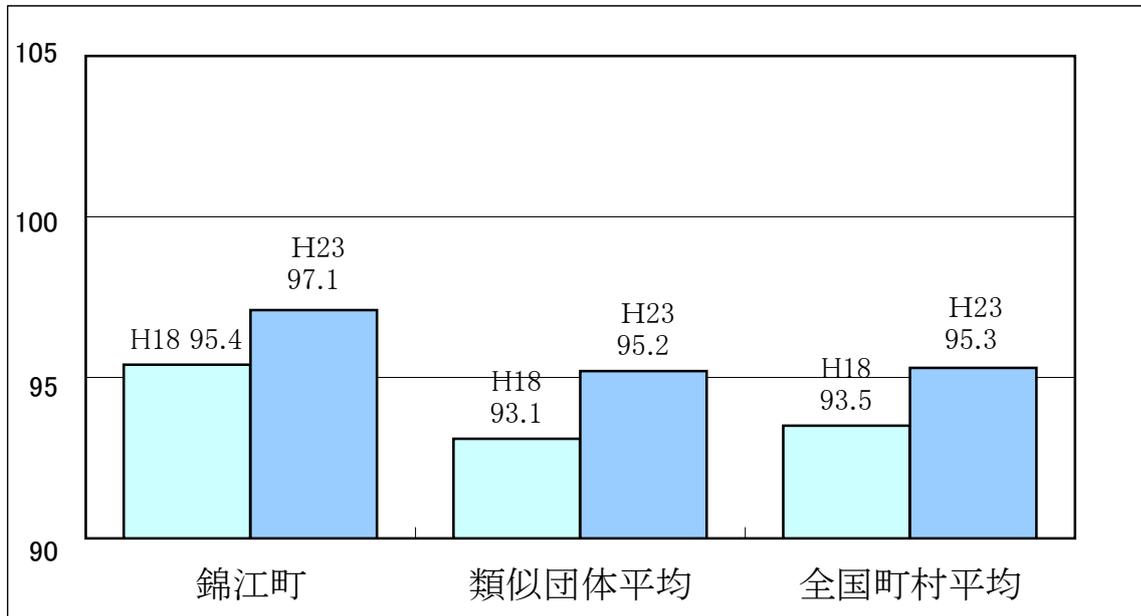
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 町村類型Ⅱ-0 平均一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 133	千円 516,901	千円 55,955	千円 191,415	千円 764,271	千円 5,746	千円 5,717

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
○年度	円	円	円 (%)	%	%

(参考) 国の改定率	%
---------------	---

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

※ 本町は人事委員会を設置しておりませんので、記載を省略します。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
○年度	月	月	月	月	月

(参考) 国の年間 支給月数	月
----------------------	---

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※ 本町は人事委員会を設置しておりませんので、記載を省略します。

2 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	円 135,600	円 185,800	円 222,900	円 261,900	円 289,200	円 320,600	円 366,200
最高号給の給料月額	円 243,700	円 309,200	円 356,400	円 390,100	円 402,500	円 424,600	円 458,400

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
錦江町	43.80 歳	337,390 円	372,000 円	367,450 円
鹿児島県	44.40 歳	330,565 円	407,023 円	366,420 円
国	42.30 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.40 歳	322,165 円	375,584 円	352,415 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
錦江町	49.0 歳	22 人	278,285 円	299,201 円	297,361 円	—	—	—	—
うち給食調理員	48.3 歳	7 人	277,957 円	288,885 円	288,885 円	調理士	42.6 歳	249,300 円	1.16
うち用務員	54.6 歳	5 人	303,555 円	318,215 円	318,215 円	用務員	53.9 歳	202,700 円	1.57
うち自動車運転手	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うちその他職員	46.8 歳	10 人	265,880 円	296,915 円	295,075 円	施設介助員	37.7 歳	214,500 円	1.38
鹿児島県	48.9 歳	484 人	333,732 円	391,564 円	367,824 円	—	—	—	—
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	— 円	321,662 円	—	—	—	—
類似団体	50.1 歳	5 人	302,584 円	328,341 円	319,177 円	—	—	—	—

(注) 類似団体の職員数は平均の人数である。

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
錦江町	— 円	—	—
うち給食調理員	4,600,220 円	3,341,400 円	1.38
うち用務員	5,081,580 円	2,827,100 円	1.80
うち自動車運転手	— 円	— 円	—
うちその他職員	4,703,180 円	3,040,600 円	1.55

◎ 鹿児島県人事委員会「職員の給与等に関する報告及び勧告」(平成23年10月公表)による技能労務職の民間給与データ

職 種 名	平均年齢	平成23年4月分平均給与月額
		(「決まって支給する給与」の平均支給月額)
電 話 交 換 手	43.0歳	243,520 円
自家用乗用自動車運転手	52.0歳	360,955 円
守 衛	54.1歳	376,339 円
用 務 員	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを基に記載している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、経験年数、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(23年4月1日現在)

区 分		錦江町	鹿児島県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	168,756 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	137,298 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	143,766 円	- 円
	中 学 卒	121,600 円	126,616 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(23年4月1日現在)

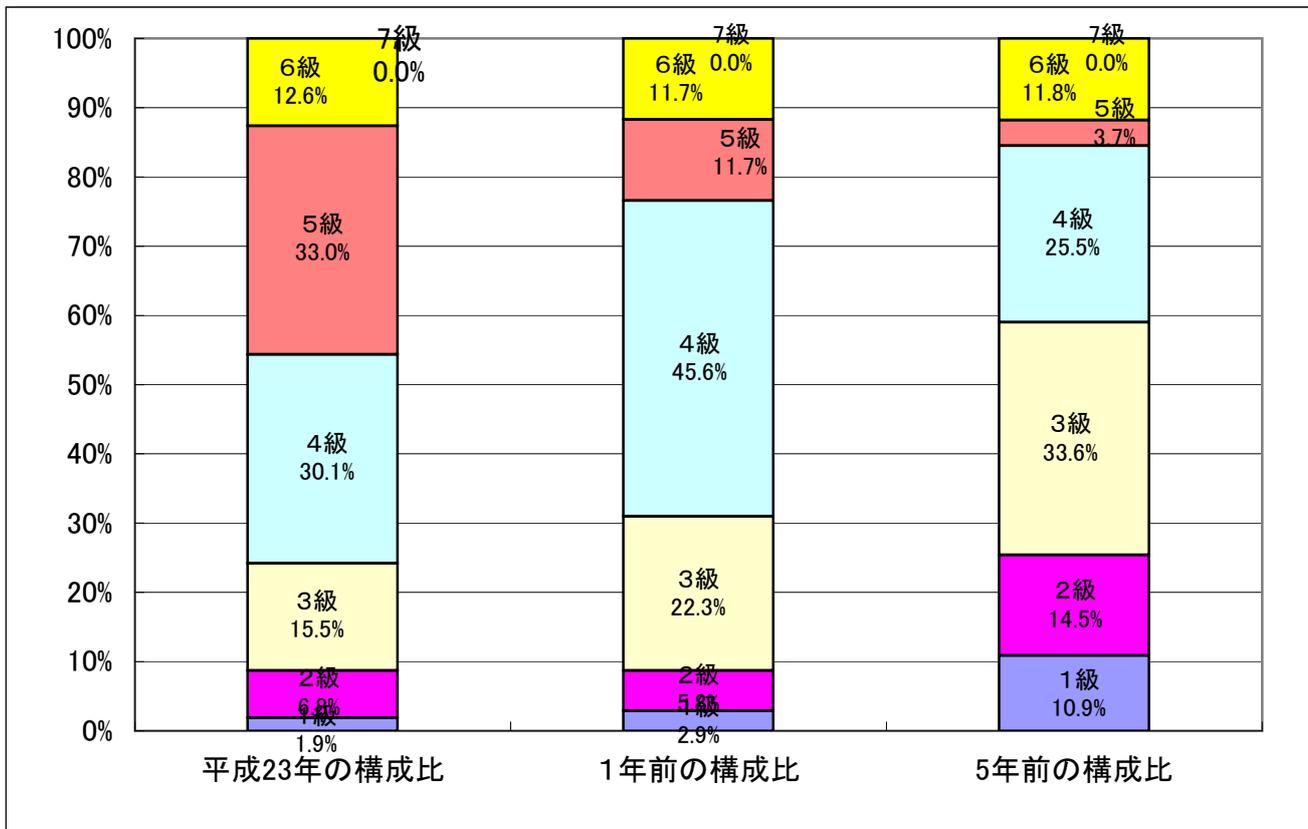
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	255,700 円	316,600 円	368,700 円
	高 校 卒	232,000 円	273,800 円	323,000 円
技能労務職	高 校 卒	203,600 円	239,000 円	265,200 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況23年4月1日現在

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	・主事補の職 ・主事(2級に掲げる主事を除く。)の職	2 人	1.9 %
2 級	・特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職	7 人	6.8 %
3 級	・主査、副主幹の職	16 人	15.5 %
4 級	・高度な副主幹の職 ・主幹の職 ・チームリーダーの職	31 人	30.1 %
5 級	・高度な主幹の職務 ・高度なチームリーダーの職 ・参事、課長補佐の職 ・総務管理監、課長、支所長、園長及び各委員会の事務局長及び書記長(6級・7級に掲げる者を除く。(以下「課長」という。))の職	34 人	33.0 %
6 級	・特に認めるチームリーダーの職 ・特に認める参事、課長補佐の職 ・困難な業務を所掌する課長の職	13 人	12.6 %
7 級	・特に困難な業務を所掌する参事の職 ・特に困難な業務を所掌する課長の職	0 人	0.0 %

- (注) 1 錦江町職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月1日に給料表の変更があったため、それ以降の構成比較をしている。

1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき毎年定期昇給日である1月1日を評定日として、全職員に対して勤務成績の評定を実施。

2 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価が未実施であるため、全職員昇格基準を「C」として、昇給区分に差を設けなかった。

昇給区分		昇給基準				
		A	B	C	D	E
制度完成時 平成23年1月～	特定職員	8以上	6	3	2	0
	〃 (55歳以上)	4以上	3	2	1	0
	一般職員	8以上	6	4	2	0
	〃 (55歳以上)	4以上	3	2	1	0
昇給期間 平成20年1月～22年1月	特定職員	8以上	6	3	2	0
	〃 (55歳以上)	4以上	3	2	1	0
	一般職員	8以上	6	4	2	0
	〃 (55歳以上)	4以上	3	2	1	0

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

錦江町		鹿児島県		国	
1人当たり平均支給額(22年度) 1,432 千円		1人当たり平均支給額(22年度) 1,539 千円		—	
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 役職加算5～15%、管理職加算 なし		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、手当の基準日を評定日として、全職員に対して勤務成績の評定を実施。
なお、能力・業績に基づく人事評価については未実施。(制度構築中。)

2. 勤勉手当への勤務成績の反映状況

人事評価が未実施であるため、成績率に差を設けず、一律の支給0.675(管理職については0.875。)とした。

成績率(平成22年度)

成績区分	一般の職員		特定幹部職員	
特に優秀	0.87以上	1.4以下	1.19以上	1.9以下
優秀	0.77以上	0.87未満	1以上	1.13未満
良好	0.67		0.87	
良好でない	0.67未満		0.87未満	

(2) 退職手当 (23年4月1日現在)

錦江町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	32.76 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	16,935 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 該当なし

(22年4月1日現在)

支給実績(○年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(○年度決算)		千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当 (22年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18度)	%		
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

※ 18年度より全廃

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	5,290 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	35 千円
支給実績(21年度決算)	5,406 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	59 千円

(注) 選挙当日の投開票事務従事等に伴う手当については、月次給与とは別に支給しており、且つ選挙の有無により大きく変動することから、含めないこととします。

(6) その他の手当 (23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	配偶者13000円、その他6500円、配偶者がいない場合そのうち1人11000円 特定加算5000円	同じ		26,736 千円	249,869 円
住居手当	12000円以上の賃貸住宅に住む職員 自己の所有に係る住宅に住む職員	異なる	持ち家手当て廃止	8,534 千円	185,528 円
通勤手当	2kmを超え徒歩以外で通勤	異なる	上限8,500円	5,229 千円	58,752 円
管理職手当	本給の10%以内で定額の月23,000円	異なる	国は25%以内の定額	4,035 千円	268,969 円

(注) 平成22年12月から55歳以上の者の管理職手当は1.5%の減額

6 特別職の報酬等の状況 (23年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 区 町 村 長	532,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	809,400 円 / 364,500 円			
	副 町 長	(760,000 円)		— 円 / — 円			
	収 入 役	22年度から置いていない		— 円 / — 円			
		(— 円)					
報 酬	議 長	266,000 円		364,000 円 / 220,000 円			
	副 議 長	(275,000 円)		285,000 円 / 168,100 円			
	議 員	216,000 円		263,000 円 / 135,800 円			
		(223,000 円)					
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(23年度支給割合)					
	副 町 長 収 入 役	2.95	月分	(15%加算措置あり)			
退 職 手 当	議 長	(23年度支給割合)					
	副 議 長 議 員	2.95	月分	(15%加算措置あり)			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
	副 町 長	760,000円×在職月数÷12ヶ月×5.0	15,200,000 円	任期毎			
	収 入 役	—	—	—			
	備 考	※退職手当の算定は、給料減額前の額を基礎として計算する。					

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
 3 町長の給料については、平成22年4月1日から平成25年12月19日の間、30%の減額。
 4 議長等の報酬については、平成22年7月1日から平成25年3月31日の間、3%の減額。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

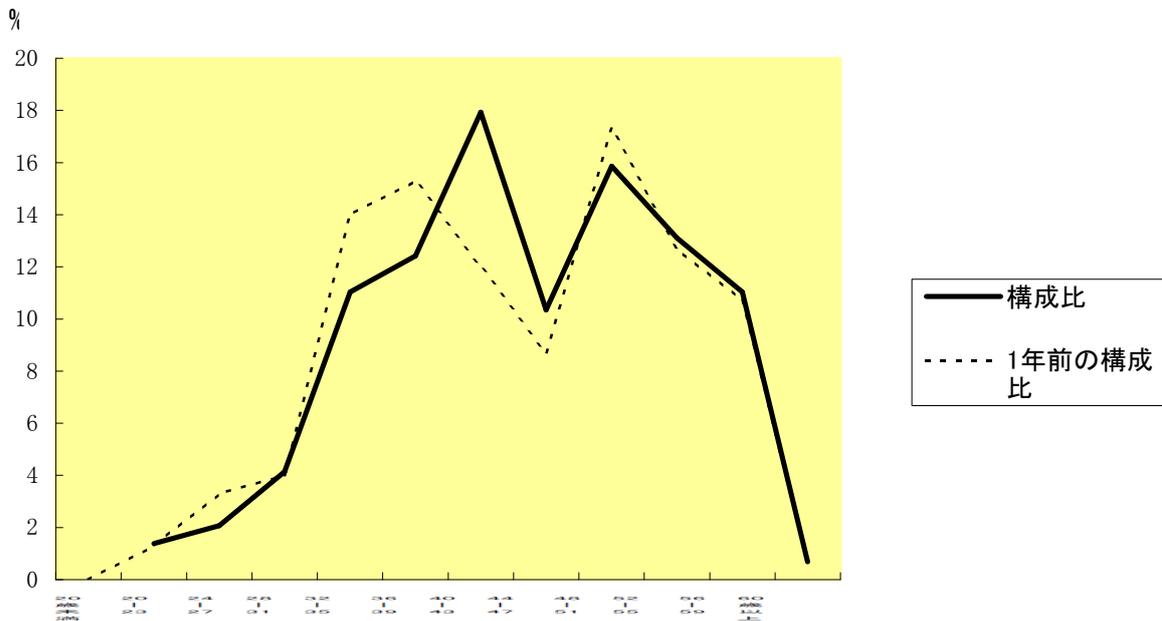
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成22年	平成23年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	107	106	△ 1	退職不補充
	計	107	106	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 116.00 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 118.77 人)
	教育部門	27	23	△ 4	事務の統廃合縮小、退職不補充
	消防部門	0	0	0	
	小 計	134	129	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 141.18 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 145.57 人)
公 営 企 業 計 等 部 門		16	16	0	
	小 計	16	16	0	
合 計		150	145	△ 5	人口1万人当たり職員数 158.70 人
		[186]	[186]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含む)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (23年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	2 人	3 人	6 人	16 人	18 人	26 人	15 人	23 人	19 人	16 人	1 人	145 人

(3) 職員数の推移

部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	120人	115人	111人	109人	107人	106人	▲ 14 (88.33%)
教育	32人	32人	30人	29人	27人	23人	▲ 9 (71.88%)
消防							
普通会計	152人	147人	141人	138人	134人	129人	▲ 23 (84.87%)
公営企業等会計	15人	15人	17人	17人	16人	16人	1 (106.67%)
総合計	167人	162人	158人	155人	150人	145人	▲ 22 (86.83%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。(教育長含む)

8 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	109,964	7,327	26,904	24.5	24.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	4	13,861	3,896	4,780	22,537	5,634

(参考)21年度平均 一人当たり給与費
千円 5,607

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、23年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
錦江町	42.2 歳	288,760 円	388,358 円
団体平均	歳	円	円
事業者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

錦江町		錦江町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(22年度)		1人当たり平均支給額(22年度)	
1,195 千円		1,432 千円	
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
役職加算5~15%、管理職加算 なし		役職加算5~15%、管理職加算 なし	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (23年4月1日現在)

錦江町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	32.76 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 該当なし

(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(〇年度決算)		千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	%		
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

※ 18年度から全廃

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	106 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	27 千円
支給実績(21年度決算)	64 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	16 千円

(6) その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	配偶者13000円、その他6500円、配偶者がいない場合そのうち1人11000円 特定加算5000円	同じ		1,166 千円	291,375 円
住居手当	12000円以上の賃貸住宅に住む職員 自己の所有に係る住宅に住む職員	異なる	持ち家手当で廃止	354 千円	176,850 円
通勤手当	2kmを超え徒歩以外で通勤	異なる	上限8,500円	29 千円	14,250 円
管理職手当	本給の10%以内で定額の月23,000円	異なる	国は25%以内の定額	0 千円	0 円